ロ　十三対一入院基本料、十五対一入院基本料、十八対一入院基本料又は二十対一入院基本料を算定する病棟であること。

十四　地域加算に係る地域

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の三第一項に規定する人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域

十五から十七まで　削除

十八　離島加算に係る地域

(1)　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域

(2)　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の地域

(3)　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の地域

(4)　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

十九　重症者等療養環境特別加算の施設基準

(1)　常時監視を要し、随時適切な看護及び介助を必要とする重症者等の看護を行うにつき十分な看護師等が配置されていること。

(2)　個室又は二人部屋の病床であって、療養上の必要から当該重症者等を入院させるのに適したものであること。

二十　療養病棟療養環境加算の施設基準

(1)　療養病棟療養環境加算1の施設基準

イ　長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

ロ　長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具が具備されている機能訓練室を有していること。

ハ　ロに掲げる機能訓練室のほか、十分な施設を有していること。

ニ　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第一項第一号、第四号及び第五号に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

(2)　療養病棟療養環境加算2の施設基準

イ　長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

ロ　長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具が具備されている機能訓練室を有していること。

ハ　ロに掲げる機能訓練室のほか、適切な施設を有していること。

ニ　医療法施行規則第十九条第一項第一号、第四号及び第五号に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

(3)　療養病棟療養環境加算3の施設基準

イ　長期にわたる療養を行うにつき適切な構造設備を有していること。

ロ　長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具が具備されている機能訓練室を有していること。

ハ　ロに掲げる機能訓練室のほか、適切な施設を有していること。

ニ　医療法施行規則第十九条第一項第一号、第四号及び第五号に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

(4)　療養病棟療養環境加算4の施設基準

イ　長期にわたる療養を行うにつき適切な構造設備を有していること。

ロ　機能訓練室のほか、適切な施設を有していること。

ハ　医療法施行規則第十九条第一項第一号、第四号及び第五号に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

二十一　診療所療養病床療養環境加算の施設基準

(1)　診療所療養病床療養環境加算1の施設基準

イ　長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

ロ　機能訓練室のほか、適切な施設を有していること。

ハ　医療法施行規則第二十一条の二に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

(2)　診療所療養病床療養環境加算2の施設基準

イ　長期にわたる療養を行うにつき適切な構造設備を有していること。

ロ　機能訓練室を有していること。

ハ　長期にわたる療養を行うにつき十分な医師及び看護師等が配置されていること。

二十二　重症皮膚潰瘍管理加算の施設基準

(1)　皮膚泌尿器科若しくは皮膚科又は形成外科を標榜している保険医療機関であること。

(2)　重症皮膚潰瘍を有する入院患者について、皮膚泌尿器科若しくは皮膚科又は形成外科を担当する医師が重症皮膚潰瘍管理を行うこと。

(3)　重症皮膚潰瘍管理を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

二十三　緩和ケア診療加算の施設基準

(1)　緩和ケア診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　当該体制において、緩和ケアに関する研修を受けた医師（歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、医師又は歯科医師）が配置されていること（当該保険医療機関において緩和ケア診療加算を算定する悪性腫瘍の患者に対して緩和ケアを行う場合に限る。）。

(3)　がん診療連携の拠点となる病院若しくはそれに準じる病院であること又は財団法人日本医療機能評価機構（平成七年七月二十七日に財団法人日本医療機能評価機構という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）等が行う医療機能評価を受けていること。

二十四　精神科応急入院施設管理加算の施設基準

(1)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三条の四第一項の規定により都道府県知事が指定する精神科病院であること。

(2)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の四第一項及び第三十四条第一項から第三項までの規定により入院する者のために必要な専用の病床を確保していること。

二十五　精神病棟入院時医学管理加算の施設基準

(1)　医療法施行規則第十九条第一項第一号の規定中「精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもって除した数」を「精神病床に係る病室の入院患者の数に療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもって除した数を加えた数」と読み替えた場合における同号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。

(2)　当該地域における精神科救急医療体制の確保のために整備された精神科救急医療施設であること。

二十五の二　精神科地域移行実施加算の施設基準

(1)　精神科を標榜する保険医療機関である病院であること。

(2)　当該保険医療機関内に地域移行を推進する部門を設置し、組織的に地域移行を実施する体制が整備されていること。

(3)　当該部門に専従の精神保健福祉士が配置されていること。

(4)　長期入院患者の退院が着実に進められている保険医療機関であること。

二十五の三　精神科身体合併症管理加算の施設基準等

(1)　精神科身体合併症管理加算の施設基準

イ　精神科を標榜する保険医療機関である病院であること。

ロ　当該病棟に専任の内科又は外科の医師が配置されていること。